

## 令和5年度事業報告

釧路水先区水先人会

本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成18年法律第38号）」により改正された水先法に基づき、平成19年4月1日に法人水先人会として設立された。

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

これらの目的を達成するため、本会は、会則第4条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 日本水先人会連合会が行う水先人の確保に関する必要な施策に協力すること。
- (5) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

### 1. 重点事業

- (1) 水先支援は10月3回実施されたが、支援水先人の業務上の都合により支援を受けることができなかったケースも生じた。一方、水先人の募集を行っていたが応募はなく、基本的に水先人2名体制での業務となった。
- (2) 引き続き西港区航路建設に係る工事が行われているが、船舶の入出港作業に際し、作業関係先、代理店等との連絡を密にして、船舶交通の安全な運航を行うことが出来た。
- (3) 気象による影響の為、抜港となる客船もあったが計10隻の客船が入港した。客船入出港に際し、当会は客船毎に関係行政機関、代理店等と十分な打ち合わせを行い円滑な運航に努めることができた。

### 2. 各事業

令和5年度は、次の具体的事業を行った。

#### (1) 適正化事業

- ・会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督

- ・法令、会則等の遵守及びそれに基づく業務の遂行、また会則の変更に伴い  
変更認可を受けた
- ・会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業の推進
- ・品質向上に関する対応
- ・利用者意見の聴取
- ・公益法人会計基準に基づく経理処理の実施
- ・日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業  
への協力

## (2) 業務取次窓口業務

- ・会員のする水先業務の引受けに関する事務の適確な実施
- ・上記事務を行うための引受事務要領の整備
- ・会員のための水先料収受・払出し事務の適確な実施

## (3) その他の事業

- ・水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開
- ・釧路港港湾関係団体の会議への参加

## (4) 水先人会の会務関係事業

水先人会の運営促進のために会議等を開催した。

- ・水先人会運営のための会議（通常総会） 2回
- ・水先人会運営のための会議（臨時総会） 1回

なお、日本水先人会連合会総会及び北海道水先人会連合会総会は  
水先業務と重なったため欠席した。

以上